

平成 26 年度

いじめ防止基本方針に基づく実施施策

平成 26 年 4 月

滋 賀 県

本書は、平成26年3月27日に策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」の「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」に掲げる項目を施策の体系とし、これに基づき平成26年度に県が実施する施策をとりまとめました。

- **新**は新規事業を、**拡**は既存事業に新たな要素などを加え拡充した事業を表す。
- 予算額欄に(国委託事業)と記載がある事業は、県の予算に計上されているが、国や独立行政法人の委託事業としてその経費の全額を国等が負担する事業を指す。
- 予算額欄に(自治振興交付金)と記載がある事業は、市町振興課が所管する「自治振興交付金」として県の予算に計上されている事業をさす。
- 事業名欄に【再掲】と記載がある事業の予算額は、( )で記載している。

## 1・施策の体系

<b>1 いじめの防止等のために県が実施する施策</b>
(1) 県立学校におけるいじめの防止(法第 15 条関係)
① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実
② 児童生徒が自主的に行うものに対する支援
③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
(2) いじめの早期発見のための措置(法第 16 条関係)
① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施
② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備
③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備
④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
(3) 関係機関等との連携等(法第 17 条関係)
(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上(法第 18 条関係)
① 教員の資質能力の向上
② 生徒指導に係る体制等の充実
③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保
④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保
⑤ 学校運営の改善への支援
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(法第 19 条関係)
① インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための啓発活動
② インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備
(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等(法第 20 条関係)
(7) 啓発活動(法第 21 条関係)
(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置(法第 24 条関係)
(9) 学校相互間の連携協力体制の整備(法第 27 条関係)
(10) 学校評価(法第 34 条関係)
(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援
<b>2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援</b>
(1) いじめの防止等の取組に対する支援
(2) 人権教育に対する支援
(3) いじめの防止等に関する情報提供等
(4) 私立学校主管部局の体制整備
<b>3 重大事態への対処</b>
(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査
(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査
(3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援

## 2・施策の内容

### 1 いじめの防止等のために県が実施する施策

#### (1) 県立学校におけるいじめの防止（法第15条関係）

（注）基本方針では、県立学校におけるいじめの防止のための施策について定めていますが、同様の目的で市町立学校等を対象に実施する施策についても併せて掲載しています。

以下、(2)～(11)についても同様とします。

#### ① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
しが道徳教育推進事業	<p>児童生徒が自他の人格を尊重し、生命の尊さについて考え、生きることの自覚を深めるなど、創意あふれる滋賀の道徳教育を推進するため、研究指定校を設けて実践的な研究に取り組み、研究成果を普及するとともに、道徳教育リーダーの研修会や「道徳の時間ガイド」を作成し、教員の指導力向上を図ります。</p> <p>○研究指定校：小学校2校、中学校1校</p>	500	学校教育課
道徳教育地域支援事業(道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業)	<p>児童生徒の思いやりの心や美しいものに感動する心、自立心や責任感を育むなど、道徳教育の充実を図るため、拠点推進地域（3市（小・中学校7校の推進校を含む））と推進校（県立高校1校）において実践的な研究に取り組むとともに、道徳教育推進教師の専門性を高める研修を実施します。</p> <p>○道徳教育推進教師研修会の開催：年3回</p> <p>○道徳教育推進協議会の開催：年3回</p>	6,000	学校教育課
いじめや差別を許さない学校づくり推進事業 (人権教育パワーアップ事業)	<p>人権尊重の視点に立った「授業づくり」「環境づくり」「仲間づくり」について、実践・研究を重ね、子ども一人ひとりが大切にされ安心して生活できる学校づくりを推進します。</p> <p>○いじめや差別を許さない学校づくり検討委員会の開催：年4回</p>	487	人権教育課
人権教育リーダー養成講座 (人権教育パワーアップ事業)	<p>人権教育の充実を図るため、学校における人権教育推進の若手および中堅リーダーを育成するための基礎講座と実践講座を開催します。</p> <p>○講座の開催：各3日間</p>	290	人権教育課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
「ともに学び、 ともにめざす」 滋賀の特別支援 教育推進事業 新	障害のある子とない子がともに学ぶモデル事業や、望ましい就学指導を進める研究会議、県民等を対象とした全体フォーラムを開催するとともに、インクルーシブ教育システムの構築をめざした滋賀のめざす特別支援教育のあり方について検討します。	5,289	学校支援課
びわ湖フローティングスクール事業	子どもたちの環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開します。	236,906	学校教育課
森林環境学習 「やまのこ」 事業	森林への理解と関心を深めるとともに、次代を担う子どもたちの人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学4年生を対象に森林体験学習を実施します。 ○参加校：243校	100,687	森林政策課
「たんぼのこ」 体験事業	農業体験を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するため、小学生自らが田んぼや畑に入り、農産物を「育て」、「収穫し」、そして調理して「食べる」という一貫した体験学習の取組を支援します。	(自治振興 交付金)	食のブランド推進課
びわ湖ホール舞台芸術体験事業 (「ホールの子」 事業)	文化振興基本方針の重点施策である「子どもたちが本物の文化に触れる機会の充実」を実現するため、びわ湖ホールにおいて、県内の小学生(中学年)を対象とした音楽公演を、ホールと県の共同により実施し、子ども達が本物の舞台芸術に直接触れる機会を提供します。平成26年度は4日8公演実施します。	16,304	文化振興課
「文化芸術の力を教育に」推進 モデル事業	子どもたちの内面の問題解決に文化芸術の力を活かし、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図るため、芸術表現体験活動を取り入れたワークショップ型のプログラムを検討し、実施します。 ○実施校：小学校2校、適応指導教室1箇所	1,100	文化振興課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
学校いきいき体験活動プロジェクト <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	<p>楽しく豊かな学級や学校生活づくりのため、話し合い活動を通して、子どもたちの自主的、実践的な態度の育成や学級の温かい雰囲気づくり、よりよい人間関係を築き、子どもたちの日々の生活をはじめとする体験活動の充実を図ります。</p> <p>○実践研究校：5校（小・中学校）</p> <p>○楽しく豊かな学級・学校生活をつくるための指導力向上研修会の実施：年1回</p>	548	学校教育課

## ② 児童生徒が自主的に行うものに対する支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
ハイスクールカンファレンスしが	<p>各県立高校で、生徒会や部活動等の諸活動において中心となって活躍している生徒が一堂に会し、自治の意味・意義について考え、各校での生徒の自主的な取組等について討議を行う機会として、「ハイスクールカンファレンスしが」を開催し、生徒の自発的・自治的な活動を促進します。</p> <p>○開催時期：12月</p>	20	学校教育課
子どもによる滋賀県いじめ対策チーム会議	<p>公立小学校・中学校・高校の代表者がよりよい児童会・生徒会活動のあり方等について意見交換を行う機会として、「子どもによる滋賀県いじめ対策チーム会議」を開催します。その内容を各学校へ周知し、児童生徒自らがいじめの防止等に取り組む活動を促進します。</p> <p>○会議開催：年3回</p>	—	学校教育課

## ③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
ストップいじめアクションプランの改訂	<p>いじめの防止に向け、学校、子ども、保護者、地域のそれぞれの行動を具体的に示した「ストップいじめアクションプラン」の内容の充実に努め、校内をはじめ、PTAや地域の研修会等での一層の活用を促し、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。</p>	—	学校教育課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
保護者向け情報誌「教育しが」等による啓発	保護者向け情報誌「教育しが」や「子育てリーフレット」、県教育委員会ホームページ等を活用して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	—	学校教育課
児童生徒等を対象とした非行防止教室	児童生徒を対象とした非行防止教室を開催し、規範意識を高め、いじめの防止につなげます。	—	警察本部 少年課

## (2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

### ① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
児童生徒に対するアンケート調査や個別面談等の実施	県立学校に対し、児童生徒に対するアンケート調査や個別面談等を学期に1回以上実施し、的確な実態把握に努めるよう指導します。 また、市町立学校においても同様の措置が講じられるよう、市町教育委員会に依頼します。	—	学校教育課

### ② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
子ども・子育て応援センターの運営	子ども・子育て応援センターの相談電話（こころんだいやる）において、虐待、いじめ、不登校、非行、進路など、子どもに関するあらゆる問題の相談に対応し、気軽に相談できる場の確保を図ります。	26,703	子ども・青少年局
子どもナイトだいやる	夜間の相談電話「子どもナイトだいやる」により、「こころんだいやる」とあわせて24時間電話相談体制を整え、子どもや保護者からの相談に対応します。	4,750	学校教育課

### ③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
スクールカウンセラー等活用事業 <b>新</b>	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小中学校に派遣するとともに、必要に応じて県立特別支援学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。 ○1校当たりの派遣回数：1～9回/月 ○常駐モデル校：4中学校	69,934	学校教育課
いじめから子どもを守るための相談活動推進事業		62,941	学校教育課

### ④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
指導主事による学校訪問等の実施	指導主事が県立学校や市町教育委員会を通じて学校へ訪問し、学校における「いじめ対策委員会」の活動状況や生徒指導体制について把握し、指導・助言します。	—	学校教育課 学校支援課
ストップいじめアクションプランの改訂 <b>【再掲】</b>	いじめの防止等に向け、学校、子ども、保護者、地域のそれぞれの行動を具体的に示した「ストップいじめアクションプラン」の内容の充実に努め、県立学校に対し、当該アクションプランを活用して定期的に取り組状況の点検を行うよう指導します。 また、市町立学校においても同様の措置が講じられるよう、市町教育委員会に依頼します。	—	学校教育課

### (3) 関係機関等との連携等（法第17条関係）

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 <b>新</b>	県と関係機関・団体が連携を図り、いじめの防止等のための対策を推進するため、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関間で情報の共有や対策についての協議、連絡調整を行います。 ○会議開催：年3回	404	学校教育課



事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
学校と警察の 連絡制度	学校および警察で把握した児童生徒の非行事案やいじめ等 問題行動事案等の情報を適時適切に相互連絡し、学校と警察 が連携した指導・助言を行い、健全育成を図ります。	—	学校教育 課 警察本部 少年課
生徒指導緊急 特別対応事業	警察官OBと教員OBをチームとして学校へ派遣し、いじ めの防止や困難な問題の解決に向けた学校の取組を支援する とともに、学校と警察、児童相談所、医療機関等との連携を 促進します。 ○チーム配置数： 4チーム	18,278	学校教育 課
滋賀県人権相 談ネットワー ク協議会	いじめ等、人権に関する様々な悩みに的確に対応できるよ う、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、国や県、 市町の人権に関する相談機関間で相互に連絡調整や情報交換 を行います。また、相談窓口の広報を行います。 ○会議・研修会開催： 年4回	363	人権施策 推進課
地域住民と連 携したいじめ 対応支援事業	学校支援地域本部事業の制度を活用し、地域住民と連携し たいじめ対応を中心とした取組を実施しようとする市町に対 する支援の充実を図るとともに、本部の立ち上げを支援する ことにより、地域と学校との連携体制を構築し、いじめの早 期発見・早期対応等を図るための環境を整備します。 ○支援する本部の数： 4市17本部 大津市（6本部） 彦根市（2本部） 近江八幡市（3本部） 湖南市（6本部）	8,707	生涯学習 課
学校運営協議 会（コミュニテ ィ・スクール）	開かれた学校づくりや、教職員と地域の大人の協働による 教育を推進するため、コミュニティ・スクールの導入により 地域とともにある学校づくりを積極的に推進します。	—	生涯学習 課
児童委員特別 研修委託事業	いじめ問題の地域における身近な相談相手として、児童委 員および主任児童委員を対象に、いじめ問題や学校との連携 に関する研修を実施し、資質向上を図ります。 ○研修会： 県内3会場で実施	363	子ども・ 青少年局

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上 (法第 18 条関係)

① 教員の資質能力の向上

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
人事評価の取組	教員が自己目標を設定する際の重点項目の中に、いじめの早期発見、早期対応の観点を取り入れて、教職員全体の意識を高めます。	—	教職員課
教職員研修費	新規採用教職員研修、教職 2 年次研修、教職 3 年次研修、5 年経験者研修、10 年経験者研修、学級経営支援研修において、教職経験に応じた、いじめの未然防止、いじめへの適切な対応に関する研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。	604	総合教育センター
生徒指導・進路指導推進事業	すべての公立学校の生徒指導主任主事や教育相談担当者等を対象に、専門家による講義や優れた実践例についての情報交換等を内容とする研修を行い、教員の資質能力の向上を図ります。 ○研修会開催時期： 生徒指導主任主事を対象とした研修会 8 月 教育相談担当者を対象とした研修会 8 月 管理職を対象とした研修会 11 月	893	学校教育課
スクールカウンセラー等活用事業 【再掲】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーが講師を務め、児童生徒の心理や発達障害等に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。	69,934	学校教育課
いじめから子どもを守るための相談活動推進事業 【再掲】		62,941	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーが講師を務め、福祉的な視点からの児童生徒支援に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。 ○派遣校：11 小学校	20,877	学校教育課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
高等学校巡回 チーム派遣事 業	特別支援教育巡回チームの派遣により、高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒への指導力の向上を図ります。	1,885	学校支援 課

## ② 生徒指導に係る体制等の充実

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
少人数学級編 制の実施 [拡]	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律により義務付けられている小1に加え、小2から小4および中1から中3（小3については複数指導との選択制、小4・中2・中3については少人数指導との選択制）における35人学級編制をすべての小中学校で実施します。</li> <li>各学校の実情に応じ、選択により小5・小6のいずれかの学年において35人学級編制を実施します。</li> </ul>	3,088 ,400	教職員課
養護教諭の複 数配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応の窓口となる養護教諭を複数配置し、その機能が十分に発揮できるようにします。（中2名）</li> <li>生徒指導の体制等の充実のため、義務標準法により大規模校に複数養護教諭を配置します。（小17名、中8名）</li> <li>上記の大規模校に続く規模の学校に、県単独予算により年度当初の3か月間、複数養護教諭を配置します。 （小3名、中2名）</li> </ul>	国加配 16,335 小 102,877 中 64,597	教職員課
加配教員の配 置	いじめを早期に発見し、適切に対応できるよう、時間にとらわれず特別な指導に取り組むことができる教員の配置を行います。（中4名）	49,003	教職員課
スクーリン グ・ケアサポー ター派遣事業	いじめの早期発見や学校不適應の児童生徒の支援のため、児童生徒と年齢の近い大学生等をスクーリング・ケアサポーターとして市町教育委員会に派遣します。	(自治振 興交付 金)	学校教育 課

### ③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
スクールカウンセラー等活用事業【再掲】	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小中学校に派遣するとともに、必要に応じて県立特別支援学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。 ○1校当たりの派遣回数：1～9回/月 ○常駐モデル校：4中学校	69,934	学校教育課
いじめから子どもを守るための相談活動推進事業【再掲】		20,877	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	いじめの防止等のため、福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを市町立小中学校に派遣し、児童生徒を取り巻く環境の調整や改善を図ります。 ○派遣校：11小学校	20,877	学校教育課

### ④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
生徒指導緊急サポート事業	学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、県立学校や市町教育委員会等からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。 ○緊急支援専門家チーム： 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等で構成	4,113	学校教育課

### ⑤ 学校運営の改善への支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
副校長、主幹教諭の配置	県立学校、公立小中学校において、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保するため、副校長・主幹教諭を配置します。 ○H26：80名（県立副校長：20名、県立主幹教諭：16名、小中主幹教諭：44名）	—	教職員課

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条関）

① インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための啓発活動

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
県立高校における情報教育	高等学校教科「情報」の授業において、メールやブログ、SNS等を利用する際の注意事項を考えさせる中で、他人を誹謗・中傷するような情報発信をしないことや、受信する情報の信憑性等について指導します。	—	学校教育課
学校教育の情報化推進のための教職員研修	教職員研修として、「ネット社会の現状と課題」「情報モラル教育における確かな授業づくり」をテーマとした講義・演習の時間を設け、ネットいじめ等、児童生徒のネット上のトラブルの未然防止に向けて教職員の指導力および授業力の向上を図ります。 ○情報教育研修の実施：年9回	—	総合教育センター
保護者に対する啓発	保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性について、PTAと連携して啓発に努めます。	—	学校教育課

② インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
学校連絡制度の活用等	インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。	—	学校教育課

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第20条関係）

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
「絆をつむぐ学校づくり」研究事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	いじめ問題への対応として、小学校2校、中学校2校、高校1校において、以下をテーマにした実践研究を行い、それぞれについて具体的なモデルを開発し、その成果を普及します。 ○実践研究のテーマ： ・児童生徒が主人公となる学校づくり ・学校における教職員の組織体制の充実 ・教職員の教育力の向上	260	学校教育課

(7) 啓発活動（法第21条関係）

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
保護者向け情報誌「教育しが」等による広報啓発【再掲】	保護者向け情報誌「教育しが」や「子育てリーフレット」、県教育委員会ホームページ等を活用して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめに係る相談制度等についての広報に努めます。	—	学校教育課
人権啓発活動推進費	人権が尊重される社会づくりをめざして、さまざまな人権問題に対応するため、県民の皆さんの人権意識の高揚を図ります。多様な広報媒体を活用した情報発信や参加型イベントの開催等により、幅広い対象に向けた人権啓発を行います。	(人権啓発全体額) 53,336	人権施策推進課
「ともに学び、ともにめざす」滋賀の特別支援教育推進事業【再掲】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	障害のある子とない子がともに学ぶモデル事業や、望ましい就学指導を進める研究会議、県民等を対象とした全体フォーラムを開催するとともに、インクルーシブ教育システムの構築をめざした滋賀のめざす特別支援教育のあり方について検討します。	5,289	学校支援課
家庭教育活性化推進事業	「家庭教育学習資料」を活用した講習会を開催し、各PTAにおける親同士の「語り合いを通じた親育ち」活動を推進します。 また、体験に基づいた家庭教育に関する県民の思いや願いを募集・発信し、保護者が自信を持って家庭教育に取り組める社会づくりを推進します。 ○子育て学習講習会：県内5会場で開催	344	生涯学習課
保護者用非行防止指導教材	小学5年生および中学1年生の保護者を対象に非行防止指導教材「ひだまり」を作成・配布し、各家庭において、子どもの規範意識を育むための指導を適切に行うことができるよう支援します。	484	警察本部少年課
児童生徒用非行防止教材	小学5年生および中学1年生を対象に非行防止教材「あじさい」を作成・配布し、児童生徒の規範意識を育み、いじめの防止に向けた啓発に努めます。	484	警察本部少年課

(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置（法第24条関）

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	県教育委員会の附属機関として、「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査審議を行うとともに、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて、その対処や再発防止に資するための調査を行います。	6,593	学校教育課

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関係）

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
学校相互間の連携協力体制の整備	いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、県教育委員会と私立学校主管部局は平素から情報交換を行うとともに、市町教育委員会や学校法人と情報を共有します。	—	学校教育課 総務課

(10) 学校評価（法第34条関係）

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
学校評価	<p>県立学校で行う学校評価において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、ならびにいじめの実態の把握およびいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにします。</p> <p>また、評価の結果を公表・説明することにより、説明責任を果たすとともに、保護者や地域等の理解と参画を得て、家庭、地域との連携・協力による学校づくりを進めます。</p>	—	学校教育課

(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
いじめで悩む子ども支援事業	<p>各地域に相談員を配置し、いじめで悩む子どもの声を受け止め、市町教育委員会等と連携し、第三者的立場から子どもを取り巻く関係を調整する等して、子どもが自らの力でいじめ問題を解決できるよう支援します。</p> <p>○相談員の配置等：</p> <p>県庁内 3名(☎077-524-7500)</p> <p>大津・高島地域 3名(☎077-522-2020)</p> <p>南部・甲賀地域 3名(☎077-567-5404)</p> <p>東近江地域 3名(☎0749-31-3083)</p> <p>湖東・湖北地域 3名(☎0749-24-1555)</p>	41,800	学校教育課

2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

(1) いじめの防止等の取組に対する支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
私立学校振興補助金	<p>私立学校がいじめの防止等の取組として実施する人間性を育む体験学習、スクールカウンセラー等による教育相談、教員の研修派遣、きめ細かな学習指導のための少人数教育等について、私立学校振興補助金の一部を傾斜配分することにより支援します。</p>	(補助金 全体額) 3,634,621	総務課

(2) 人権教育に対する支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
人権教育推進事業	<p>私立学校教職員の人権意識を高め、人権教育の充実向上を図るための研修を実施します。</p> <p>○研修会の開催：全体研修会1回、現地研修会1回</p>	42	総務課
私立学校人権教育代替教員給与補助金	<p>人権教育の質を高めるため、私立学校の人権教育責任者がその職務に専念できるよう代替教員を配置する場合に、当該代替教員の給与費の一部を補助します。</p>	2,407	総務課



事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
私学団体教職員研修事業補助金	私立学校教職員の人権教育に関する資質向上を図る目的で私学団体が行う研修事業の実施に要する経費の一部を補助します。	382	総務課

### (3) いじめの防止等に関する情報提供等

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
私立学校への情報提供等	文部科学省等のいじめの防止等に関する情報を私立学校に迅速に提供します。県教育委員会が実施するいじめの防止等に関する研修会に私立学校教職員も参加できるよう取り組みます。	—	総務課

### (4) 私立学校主管部局の体制整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
私立学校主管部局体制整備	教育に関する知識および経験のある職員を私立学校主管部局である総務部総務課に配置し、県教育委員会との連携を図ることにより、学校調査時に必要な支援を行うとともに、重大事態があった場合等にも適切に対応できるよう体制整備を図ります。	—	総務課

## 3 重大事態への対処

### (1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 【再掲】 新	県教育委員会が調査主体となる場合、1(8)で示した「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」において調査を行います。	6,593	学校教育課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
生徒指導緊急サポート事業 【再掲】	<p>学校が調査主体となる場合、適切に調査が実施できるよう、学校からの求めや重大事態の性質に応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。</p> <p>○緊急支援専門家チーム：            弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授で構成</p>	4,113	学校教育課

## (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
滋賀県いじめ再調査委員会 新	<p>いじめ防止対策推進法第30条第2項および第31条第2項の規定による調査を行うほか、同法第28条第1項に規定する重大事態について調査を行うため、知事の附属機関として、「滋賀県いじめ再調査委員会」を設置し、その適正な運営を図ります。</p>	7,550	総務課

## (3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
生徒指導緊急サポート事業 【再掲】	<p>市町教育委員会からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣し、重大事態に迅速かつ的確に対処できるよう支援します。</p> <p>○緊急支援専門家チーム：            弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等で構成</p>	4,113	学校教育課
附属機関の設置に対する支援	<p>職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整え、市町教育委員会が調査のための附属機関を設置することに対して支援します。</p>	—	学校教育課